# 随意契約の方法による行政契約の締結 ──地方自治法施行令167条の2第1項2号「その性質又は目的が 競争入札に適しないもの」の意義──

甲南大学法科大学院教授 石井 昇

## ■ はじめに

地方自治法234条1項は「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とする。

ごみ焼却場建設工事の請負契約に関する最判昭和62年3月20日民集41巻2号189頁(以下「昭和62年最判」)」は、上記の地方自治法234条1項・2項の趣旨、同法施行令167条の2第1項2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」の意義に関するリーディング・ケースであるが、次のように判示する。

地方自治法234条1項・2項の定めは、「法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくてすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反

面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に 左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれが あるという短所も指摘され得ることから、令167条の 2第1項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の 場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を 許容することとしたものと解することができる」。

地方自治法施行令167条の2第1項2号に掲げる 「その性質又は目的が競争入札に適しないものをす るとき | とは、「不動産の買入れ又は借入れに関す る契約のように当該契約の目的物の性質から契約の 相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場 合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的 を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性 質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の 締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれ に該当することは疑いがないが、必ずしもこのよう な場合に限定されるものではなく」、競争入札の方 法によること自体が不可能または著しく困難とはい えないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に 基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適 当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利 性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共 団体において当該契約の目的・内容に照らしそれ に相応する資力・信用・技術・経験等を有する相 手方を選定しその者との間で契約の締結をするとい う方法をとるのが当該契約の性質に照らしまたはそ

<sup>1)</sup> 昭和62年最判に関する評釈として、榊原秀訓・自治百選 [第4版] (別ジュリ215号) 90頁、畠山武道・自治百選 [第3版] (別ジュリ168号) 92頁、同・自治百選 [第2版] (別ジュリ125号) 172頁、藤原淳一郎・昭和62年度重版 (ジュリ臨増910号) 55頁、阿部泰隆・法セミ402号124頁、碓井光明『公共契約法精義』(信山社・2005年) 206頁

の目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号 [現行の施行令では2号] に掲げる場合に該当するものと解すべきである。【下線部ア】そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正および価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法および令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類・内容・性質・目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である【下線部イ】。

以上の観点から本件ごみ焼却場建設請負契約の締 結をみるに、「右契約の締結はごみ処理施設という 複雑かつ大規模な施設の建設を目的とするものであ つて、その請負代金としても高額にのぼるものであ り、また、各社のプラントは炉体の構造等が異なつ ていて、各社はこの点に特許権まで有するものでは ないがロストル[火室に設けられる火たき用の設備] の揺動装置等には実用新案権を有していたというの であるから、これらの点にかんがみると、注文者た る福江市において、右施設自体の品質、機能、工事 価格に関心を払うのは当然であるが、そればかりで はなく、建設工事の遂行能力や施設が稼働を開始し た後の保守点検態勢といつた点の考慮から契約の相 手方の資力、信用、技術、経験等その能力に大きな 関心を持ち、これらを熟知した上で特定の相手方を 選定しその者との間で契約を締結するのが妥当であ ると考えることには十分首肯するに足りる理由があ るというべきであり、他方、原審の確定した前記事 実関係によつても本件請負契約の締結について公正 を妨げる事情は何ら窺うことができないから、結局、 「市長の職務代理者である」 亡Aにおいて本件請負

契約をもつて令167条の2第1項1号 [現行の施行令では2号] にいう『その性質又は目的が競争入札に適しないもの』に該当すると判断したことに合理性を欠く点があるということはできず、したがつて、随意契約の方法によつて右契約を締結したことに違法はないというべきである」。

昭和62年最判が判示するように、随意契約については、手続が簡略で経費の負担が少なくて済み、しかも、契約の目的・内容に照らしそれに相応する資力・信用・技術・経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得る。地方自治法234条1項・2項の趣旨を受けて、同法施行令(以下「施行令」)167条の2第1項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容するものである。

昭和62年最判の射程に関して、平成11年の施行令改正により一般競争入札において総合評価方式(以下「総合評価一般競争入札」)が導入された(施行令167条の10の2)<sup>2)</sup> ことに伴って、昭和62年最判の論理をそのまま適用することはできないとの指摘がある<sup>3)</sup>。しかし、以下の裁判例で検討するように、業務委託契約については、随意契約の方法により締結されるものが少なくない<sup>4)</sup>。近時の裁判例でも、【下線部ア】および【下線部イ】は、しばしば引用されている。

なお、地方公共団体の締結する契約に関しては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年制定 以下「特例政令」)、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年制定 以下「公共工事適正化法」)に、随意契約の方法による契約の締結に関して定めが置かれている50。特例政令は、都道府県・

<sup>2)</sup> 碓井・前掲書155頁

<sup>3)</sup> 榊原・自治百選 [第4版] 91頁

<sup>4)</sup> 碓井・前掲書300頁

<sup>5)</sup> 畠山・自治百選 [第3版] (別ジュリ 168号) 93頁、碓井・前掲書21頁・28頁

指定都市(自治252条の19第1項)が締結する調達 契約(物品等(動産、著作権上のプログラム)また は特定役務(改正協定(特例政令1条)の附属書 [ 日本国の付表5に掲げるサービス、同附属書1日本 国の付表6に掲げる建設サービスに係る役務)の調 達のため締結される契約)で、一定金額以上のもの について適用されるが(特例政令3条1項)、施行 令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競 争入札に適しないものをするとき」を理由に随意契 約の締結が認められる場合を、建築物の設計を目的 とする契約に限定している(特例政令10条1項6 号)。公共工事適正化法の施行令は、毎年度、当該 年度に発注することが見込まれる公共工事 (国・ 特殊法人等・地方公共団体が発注する建設工事(公 共工事2条2項)) について、公共工事の名称・場所・ 期間・種別・概要、契約の方法、入札を行う時期(随 意契約では、契約を締結する時期)を公表せねばな らず (公共工事施行令2条1項)、随意契約を締結 した場合には、契約の相手方・契約金額等の契約 内容、契約の相手方を選定した理由を公表せねばな らない (同令4条2項9号・10号)。

本稿では、施行令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とはどのような場合か、昭和62年最判以降の裁判例を契約類型別に検討する。

# 2 契約類型別検討

## (1) ごみ処理施設建設請負契約

随意契約の方法によるごみ処理施設建設請負契約<sup>6)</sup>が問題となった裁判例として、①津地判平成14年1月10日(LEX/DB文献番号28072618)、②名古屋地判平成14年3月17日(LEX/DB文献番号28070942)、③甲府地判平成17年3月8日(LEX/DB文献番号28100683)がある。

#### (i) 裁判例

①津地判平成14年1月10日 平成9年8月12日 付けでの亀山市清掃センター建設工事請負契約の締 結について、【下線部ア】および【下線部イ】の判 示を前提に、「本件契約の締結は溶融化方式の廃棄 物処理施設という複雑かつ大規模な施設の建設を目 的とするものであって、その請負代金も高額にのぼ るものであるが、特殊な技術等を必要とするため亀 山市に設計や積算の能力はないこと、本件契約はい わゆる性能発注契約(引用者注:民間事業者に対し て施設管理に一定の性能(パフォーマンス)の確保 を条件として課しつつ、運転方法等の詳細について は民間に任せる方式) であること、本件施設は一般 廃棄物のコークスベッド方式全連続高温溶融炉(直 接溶融炉) の施設であるが、本件契約当時国内にお いて同溶融炉の建設稼働実績があったのは新日鐵だ けであり……上記稼働施設についても、随意契約の 方法により建設工事請負契約が締結されていたこ と、同社は同溶融炉のシステムについての特許・ 実用新案・ノウハウ等をほぼ独占的に所有し、他 のメーカーでは同溶融炉の製造はほぼ不可能であっ たこと、平成9年7月ころに福岡県内の八女西部広 域事務組合が他メーカーと熱分解式の溶融炉の建設 請負契約を締結したものの、それまで同炉の稼働実 績は特になかったこと、本件報告書においても、 RDF 化方式及び焼却方式については各2社ずつ検 討されているが、溶融化方式については1社(弁論 の全趣旨から新日鐵と認められる。) しか検討され ていないことが認められ、これらの点にかんがみれ ば、被告において本件契約をもって地方自治法施行 令167条の2第1項2号にいう『その性質又は目的 が競争入札に適しないもの』に該当すると判断した ことに合理性を欠く点があるということはでき」な いと判示する。

②名古屋地判平成14年3月17日 平成10年3月 24日付けで豊橋市が締結した資源化センターごみ

<sup>6)</sup> 碓井・前掲書155頁

処理施設更新工事請負契約について、施行令167条 の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に 適しないものをするとき」に該当するか否かは、当 該地方公共団体の契約担当者が、契約締結の方法に 制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的 な契約ごとに、当該契約の種類・内容・性質・目 的等諸般の事情を考慮して、その具体的な裁量に基 づいて判断すべきものであるとした上で、「これを 本件についてみるに……豊橋市は、既設炉の老朽化 や処理能力の低下、さらにはダイオキシン類の新規 制等の事情により、平成10年度内に工事請負契約 を締結する必要に迫られていたのであるから……整 備計画書の作成・提出にそれぞれ要すると見込ま れた期間を考慮すると、平成9年度内に具体的な機 種選定を行う必要があったところ、同市は、平成7 年から3回にわたってメーカーから見積書等を徴集 するなどして検討を重ね、最終的に、建設費におい て顕著な格差が見られたことと、事実上の要件であ る技術評価書を次世代型ごみ焼却炉の中で唯一取得 していたことが決め手となって本件炉を選定したも のであって、その過程に裁量権を逸脱した不合理な 点は認められないというべきであるから、これを開 発していた被告会社と随意契約の方法により本件契 約を締結するに際して、その性質上競争入札に適し ない事情が存したと判断するのが相当である」と判 示する。

③甲府地判平成17年3月8日 平成13年3月26日付けで峡北広域行政事務組合(以下「組合」)が締結したごみ処理施設建設請負契約について、【下線部ア】を引用した上で、「本件請負契約の締結は、ごみ処理施設という複雑かつ大規模な施設の建設を目的とするものであって、請負代金も高額に上るものであり、また、導入が予定されたガス化溶融炉は、旧施設の設備と異なり、新しい技術によるものであるから、その性質上当然に競争入札を実施すべき契約であるとまではいえない。

そして、〔1〕組合は、早急に新施設を建設、稼働 させる必要があり、そのためには、A町の住民の理 解を得ることが必要であったところ、A町の住民に よって構成される対策委員会から、キルン式のガス 化溶融炉を採用してほしい旨の強い要望があったの であるから、組合が、この地元住民の希望にできる 限り配慮することは当然であるといえること、[2] A町の住民の理解を得るため、また、A町の住民の 不安を可能な限り解消するため、実際に地方公共団 体で新施設と同規模の施設が稼働していなかった流 動床式のガス化溶融炉を選定対象から排除したこと に合理性がないとはいえないこと、[3] ……キルン 式とシャフト式のガス化溶融炉の特性にかんがみる と、キルン式の方が環境性能が高く、組合の方針と 合致しているといえること、〔4〕組合は、キルン式 のガス化溶融炉の建設の見積りを三井造船の外、タ クマ及び石川島播磨重工から徴求しているが、前記 2社は、平成12年12月時点で、地方公共団体のご み処理施設で実際に稼働しているキルン式のガス化 溶融炉を建設した実績を有しなかったのであるか ら、ガス化溶融炉が新しい技術であることにかんが みると、組合が実績を重視して三井造船との契約を 選択したことが不合理であるとはいえないこと(原 告らも三井造船がキルン式ガス化溶融炉のトップ メーカーであることは認めている。)、[5] ……見積 り結果によると、三井造船の見積金額は、同じくキ ルン式のガス化溶融炉の見積書を提出しているタク マ及び石川島播磨重工の見積金額よりも低額である ことなど……本件請負契約の締結に至るまでの事情 にかんがみると、被告が、組合を代表して、本件請 負契約を随意契約の方法によって締結したことに裁 量逸脱があるとは到底いえず、本件請負契約を随意 契約の方法によって締結したことが違法であるとは いえない」と判示する。

#### (ii) 小括

以上の判決から、少なくとも平成10年代までは、 ごみ処理施設についてさまざまな方式があり、どの 方式を採用するかは自治体の合理的な選択に委ねら れるべき事項であって、随意契約の方法によるごみ 処理施設の建設請負契約につき、その性質上「競争 入札に適しない | 事情が存したと判断される。

平成11年に総合評価一般競争入札が施行令改正によって導入された(施行令167条の10の2)以降においても、③判決が示すように、随意契約の方法によるごみ処理施設建設請負契約の締結がなされており、③判決は、それを適法と判示している。

#### (2) 一般廃棄物処理業務委託契約

随意契約の方法による一般廃棄物処理(収集運搬・処分)業務委託契約が問題となった裁判例として、 ④横浜地判平成12年3月29日 (LEX/DB文献番号28052563)、⑤東京地判平成19年11月30日 (LEX/DB文献番号25483268)<sup>7)</sup>、⑥神戸地判平成22年2月16日 (LEX/DB文献番号25502115)、⑦大阪高判平成23年10月20日 (LEX/DB文献番号25502116)、⑧宮崎地判平成24年3月9日 (LEX/DB文献番号25483268)、⑨福岡高宮崎支判平成24年9月26日 (LEX/DB文献番号25482920) がある。

#### (i) 裁判例

④横浜地判平成12年3月29日 平成7年10月1 日付けで厚木市が随意契約の方法により締結した、 一般廃棄物の焼却灰・破砕不燃物・ガラスくずの 処理業務を私人に委託する契約に関する事案であ る。【下線部ア】および【下線部イ】の判示を前提に、 本件契約は、廃掃法6条の2第1項の規定に基づき、 地方公共団体がその固有事務を私人に委託するもの であるが、地方自治法234条の文言上、このような 契約に同条の適用を排斥する理由はなく、同条の趣 旨が、地方公共団体の契約の相手方が固定化され、 契約内容が情実に左右されて公正な取引が害される ことがないようにするものであることからすれば、 そのような趣旨は前記のような性質を有する本件契 約についても当てはまるのであり、同条の適用を除 外すべき理由はないと解する。よって、本件契約も、 地方自治法234条1項の定める「売買、貸借、請負 その他の契約 に当たることになるので、同条2項

により施行令167条の2第1項に定める要件を満た さなければならない。

委託者である厚木市は、厳しい財政状況の中で廃棄物処理の委託料について重大な利害を持っていたことは当然であるが、同時に、安定的かつ継続的に一般廃棄物を処理するため、県下の他の市と同等またはそれ以上に信頼できる業者を選定する必要があったのであり、そのために多少の価格の有利性を犠牲にしても、契約の相手方の信用・経験・安全性等に関心を持ち、これらを熟知した上で特定の相手方を選定してその者との間で契約を締結するのが妥当であると解され、本件契約は、施行令167条の2第1項2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するから、被告が本件業務の委託を随意契約の方法によったことについて裁量権の濫用・逸脱があったものということはできない。

⑤東京地判平成19年11月30日 平成16年度か ら平成18年度にかけて武蔵村山市が随意契約の方 法により締結した塵芥収集運搬委託契約に関する事 案である。【下線部ア】および【下線部イ】の判示 を前提に、一般廃棄物の収集・運搬・処分の委託 について、廃掃法6条の2第2項を受けた廃掃法施 行令4条は、一般廃棄物の収集・運搬・処分の委託 に関する基準として、「受託者が受託業務を遂行す るに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、 受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有 する者であること」(1号)、「委託料が受託業務を 遂行するに足りる額であること」(5号)等の要件 を定めているが、これは、廃掃法が、一般廃棄物の 収集・運搬・処分は、住民が衛生的な環境下にお いて健康で文化的な生活を営むために極めて重要で あることに鑑み、これを市町村の権限とするのみな らず市町村に実施を義務付けることとし、市町村が 他者に委託して行う場合でも、その責任は引き続き 市町村が有することから、一般廃棄物の適正な処理 を確保するため、委託契約の締結に際しては、一定

<sup>7)</sup> 判例評釈として、羽根一成・地方自治職員研修41巻2号77頁

の基準を満たさなければならない委託業務を遂行するに足りる委託料の支払とともに、業務の質や安定性を確保するため、一定の施設・人員・財政的基礎を有するとともに相当の経験を有する一般廃棄物処理業者を契約の相手方とすることを求めたものと解される。

一般競争入札の方法によって上記の廃掃法・同 法施行令の趣旨を実現することができるか否かにつ いて検討するに、まず、一般競争入札において最低 価格の入札者以外の者を落札者とすることができる 場合について定めた自治法施行令167条の10は、 その適用対象を「工事又は製造その他についての請 負の契約」に限定しているから、これに該当しない 本件契約には適用がないものと解される。また、自 治法施行令167条の10の2のいわゆる総合評価一 般競争入札により上記の廃掃法等の趣旨を実現でき るかどうかであるが、同条1項は、価格の有利性も 重要な考慮要素として掲げており、仮に、他の条件 がいずれも同一の申込者が複数あるならば、価格の 有利性、すなわち最も低廉な価格で入札した者を落 札者とすべきことになろうが、前記のとおり廃掃法 施行令4条5号は、「委託料が受託業務を遂行する に足りる額であること | を要求し、委託業務の確実 な遂行を重視して、むしろ委託の対価はその遂行が 十分に確保できるだけの相当な価格であることを要 請しているのであって、価格の有利性、すなわち価 格の低廉性をも重要な要素とする上記の自治法施行 令167条の10の2が定める総合評価一般競争入札 制度の趣旨とはむしろ相容れないと言わざるを得な 11

すなわち、廃掃法・同法施行令が、前示のとおり、 一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境下 において健康で文化的な生活を営むために極めて重 要な意味を持つことから、その確実な履行を最優先 に位置付け、委託料の低廉化という要請を後退させ ているため、価格の低廉性を重要な要素と位置付け る一般競争入札によっては、その趣旨の実現を図る ことは困難であるということができる。なお、自治 法施行令167条の10の2の規定は、指名競争入札の場合にも準用されている(167条の13)が、これによることも、一般競争入札の場合と同様の理由により廃掃法・同法施行令の趣旨とは相容れないというべきである。

そうすると、武蔵村山市の契約担当者において、一般廃棄物収集運搬委託契約である本件契約を締結するに当たり、廃掃法施行令4条が定める一般廃棄物の収集・運搬・処分の委託に関する基準を充足させるため、一般競争入札・総合評価一般競争入札によることが適当でなく、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断し、かつ、比留間運送・荒幡商事が、一般廃棄物収集運搬許可を受けて長年にわたって武蔵村山市において一般廃棄物収集運搬業務に携わってきた実績等に鑑み、比留間運送・荒幡商事を契約の相手方として随意契約の方法により本件契約を締結したことについて、契約担当者としての裁量権を逸脱・濫用した違法があるとは認められない。

⑥神戸地判平成22年2月16日 川西市が随意契 約の方法により締結した平成20年度の一般廃棄物 処理委託契約に関する事案である。【下線部ア】お よび【下線部イ】の判示を前提にしつつ、川西市と 業者Cとの間の委託契約の対象物は廃棄物であり、 一般に廃棄物の処理については、経済性・効率性 等をある程度犠牲にしても、適正さを重要視すべき であることは被告主張のとおりである。しかし、上 記委託契約に基づく業者Cの委託業務内容は北部処 理センターから川西市の指定する処理施設まで粉砕 された鉄くずを運搬するだけの単純なものにすぎ ず、その量も特に大量というものではなく、廃棄物 収集運搬業の許可を受けた者の中でも、特別の設備・ 機材・車両・技術・経験等を有する者でなければ 業務を遂行することができないとは考えられないか ら、競争入札によることが不可能または著しく困難 な場合ではない。しかも、運搬の対象となる鉄くず は、不純物が付着・混在しているため価値が必ず しも高くなく、同市が指定する業者以外の者に容易 に売却できるものとは考えにくい上、指定された運 搬先まで運搬してその報告を完了し、川西市が回数 や重量等を突合するまでは運搬業者も委託料を受領 できないものとされていたことに鑑みれば、運搬業 者による違法な廃棄・再委託等のおそれも想定し 難い。したがって、違法な売却・廃棄・再委託等 を防止し廃棄物処理の適正を図ろうとする廃棄物処 理法の趣旨を考慮しても、上記鉄くずの運搬につい て価格有利性等を犠牲にして随意契約の方法により 契約を締結することが、競争入札の方法によるより も妥当であったということはできない。他に、川西 市と業者Cとの間の委託契約について、競争入札に よるよりも随意契約の方法によることが妥当という べき事情は見受けられず、随意契約の方法により締 結したことは、契約担当者の合理的裁量の範囲を逸 脱した許されないものであって、この点において違 法であるといわざるを得ない。

⑦大阪高判平成23年10月20日 ⑥判決の控訴審であり、同趣旨である。

⑧宮崎地判平成24年3月9日 都農町が随意契約 の方法により締結した平成20年度の一般廃棄物収 集運搬業務委託契約に関する事案である。【下線部 ア】および【下線部イ】の判示を前提に、一般廃棄 物の収集・運搬・処分の委託基準について、経済 性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視し ているものと解されるところ、平成20年度契約の 内容が都農町内の地理的状況や廃棄物処理行政の実 情等に関する相応の知識や経験を要するものである と考えられることから、町内の一般廃棄物の処理に ついて統括的な責任を負う(廃掃法4条、6条、6 条の2第1項) 都農町が、廃掃法施行令の趣旨を踏 まえて、設備の保有の有無、道路網や収集日、収集 時間、分別区分を熟知しているか、都農町清掃行政 に対する理解の有無、問題行為を行わないかどうか などの事項に関心を持って、同契約の相手方を都農 町内の業者に限定するなどした上で、過去の実績等 も踏まえて、特定の業者を選定し、その者との間で 契約を締結するのが妥当であると考えたことには首

肯するに足りる十分な理由があるというべきである。してみると、都農町ないし都農町長が、同契約が施行令167条の2第1項2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断したことが合理性を欠き、裁量権を逸脱したものと認めることはできず、随意契約の方法によってこれを締結したことに違法はない。

⑨福岡高宮崎支判平成24年9月26日 ⑧判決の 控訴審であり、同趣旨である。

### (ii) 小括

以上のように、一般廃棄物処理業務委託契約については、随意契約の方法による契約締結を適法とする裁判例(④判決・⑤判決・⑧判決・⑨判決)と違法とする裁判例(⑥判決・⑦判決)がある。前者は、適正かつ安定的・継続的な一般廃棄物処理は、住民が衛生的な環境下において健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、一般廃棄物の適正な処理の確実な履行を最優先に位置付けて、長年にわたる実績等を重視するものであり、後者は、委託業務内容(鉄くずの運搬)の単純さ、運搬業者による違法な廃棄・再委託等のおそれも想定し難い点に鑑みて、価格有利性等を犠牲にして随意契約の方法により契約を締結することが、競争入札の方法によるよりも妥当であったということはできないとするものである。

⑤判決・⑧判決・⑨判決は、平成11年施行令改正によって総合評価一般競争入札が導入された(施行令167条の10の2)以降の事案であるが、随意契約の方法によるごみ処理施設建設請負契約の締結を適法とする裁判例である。この点について、⑤判決は、自治法施行令167条の10の2のいわゆる総合評価一般競争入札により上記の廃掃法等の趣旨を実現できるかに関して、同条1項が価格の有利性も重要な考慮要素として掲げており、廃掃法・同法施行令が、一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境下において健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、その確実な履行を最優先に位置付け、委託料の低廉化という要請を

後退させているため、価格の有利性・低廉性をも 重要な要素と位置付ける総合評価一般競争入札制度 の趣旨とはむしろ相容れず、総合評価一般競争入札 によっては、その趣旨の実現を図ることは困難であ ると判示している。

一般廃棄物処理業務委託契約は、委託業務内容が 住民の衛生的な環境下での健康で文化的な生活と密 接に関わる場合には、一般廃棄物の適正かつ安定的・ 継続的な処理を最優先に位置付けて、施行令167条 の2第1項2号「その性質又は目的が競争入札に適 しないものをするとき」に該当し、随意契約の方法 により締結することが妥当であると解されている。

## (3) 学校給食配送業務委託契約

## (i) 裁判例

⑩さいたま地判平成22年1月27日 (LEX/DB文 献番号25441826) 町が随意契約の方法により締結 した平成19年度の学校給食配送業務委託契約に関 する事案である。【下線部ア】および【下線部イ】 の判示を前提に、給食配送業務の内容は、小中学校 に学校給食を運送するものであるところ、給食が食 の安全を確保しつつ適切に運送されなければならな いものであることは明らかであるから、単なる物品 の運送業務とは異なるものというべきであり、給食 の運送に当たっては、食の安全を考慮した運送方法 が採られる必要があることからすると、受託業者に は、この要請に応えられる設備を有していることが 要求される。さらに、運送する対象は学校給食であ るところ、学校給食は食事の提供時間が一定でなけ ればならず、また一堂に会しての給食もまた教育の 一環とみるべきことから、定時かつ同時に運送され なければならないものであり、そうすると、受託業 者には、事故等の突発的な事態に対応できる人的物 的設備を有していることも要求されるというべきで ある。これらのことに照らすと、その運送業者を選 定するにあたっては、信用のおける、また上記目的 に適する人的物的設備を備えた業者であるかを判断 することが必要となるというべきである。そうであ

れば、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、契約の目的・内容に適した相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとることが、業務内容に照らしてより妥当であるとの判断は相当であるといえる。したがって、本件契約の締結は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとした前町長の判断に裁量逸脱・濫用の違法はない。

#### (ii) 小括

⑩判決は、平成11年施行令改正によって総合評価一般競争入札が導入された(施行令167条の10の2)以降の事案であるが、随意契約の方法による契約締結を適法とする裁判例である。⑩判決は、小中学校への学校給食の配送という業務内容の特殊性から、学校給食配送業務委託契約は、施行令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に当たると解している。

## (4) 建築基本設計・実施設計委託契約

### (i) 裁判例

①金沢地判平成16年7月12日 (LEX/DB 文献番 号28131490) 町が平成14年に、図書館・生涯学 習センター・ホール等を備える複合文教施設の基 本設計業務の受託者の選定をプロポーザル方式での 随意契約で行い、実施設計委託契約について本件基 本設計委託契約の受託者との間で随意契約の方法に より締結した事案である。【下線部ア】の判示を前 提に、その設計において創造性や芸術性が要求され る建物(以下「特殊建築物」)の基本設計をするに ついては、発注者と万全の意思疎通を図って、その 意図を十分理解する必要があり、基本設計に基づい て行われる実施設計は、機械的な作業ではなく、こ れをするについても、同様に発注者の意図を十分理 解する必要がある。そうすると、基本設計を委託し た業者に対して実施設計を委託すれば、改めて発注 者の意図を理解するための作業を省略でき、それだ け安価に委託できるはずである。実施設計業者は、

基本設計の設計思想を理解し、これを具体化する作業を行うことになるが、実施設計業者が基本設計業者と同一であれば、設計思想の理解の齟齬を防ぐことができる。

これらの事情に照らせば、特殊建築物の基本設計が完了した後に行われる実施設計の受託契約は、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、基本設計の受託者との間で契約の締結をするのがその性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合にあたり、施行令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に当たるのではないかと考える十分な理由があるというべきである。

本件施設は、特殊建築物に当たるというべきである。そうすると、町の担当者において、本件実施設計委託契約を本件基本設計委託契約の受託者との間で締結するのが妥当であると考えたことについては首肯するに足る理由があるというべきであるから、特段の事情のない限り、町の担当者が、本件実施設計委託契約をもって「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断したことに裁量の逸脱があるということはできない。

②岐阜地判平成19年1月31日(LEX/DB文献番号28130528) 岐阜県が平成13年に随意契約の方法により締結した、大規模な県営住宅の建替事業の基本設計委託契約とその前提となる調査業務委託契約に関する事案である。【下線部ア】の判示を前提に、旧県営北方住宅は、A町の面積の約1.8パーセント、世帯数の約21パーセント、人口の約18パーセントを占めており、旧県営北方住宅の建替事業は、A町全体としての総合的な設計が必要とされ、十分な経験を活かした創造性や専門性が求められるものであること、Fアトリエの代表者Fは、南ブロックの建替

事業において、総合コーディネーターとして実施設 計や工事管理業務を行っていたこと、Fは、それぞ れの業務について確実に契約を履行していたこと、 南ブロックの建替事業については、完成後に雑誌で 複数取上げられており一定の評価があること、本件 第1契約は、旧県営北方住宅一体として平成5年5 月に策定された北方住宅再生計画策定報告書をもと に進められた、旧県営北方住宅の建替事業の一部で ある中ブロックの建替事業に当たって、基本設計の 前提となる再生・活用調査業務を委託しようとす るもので、南ブロックの建替事業との一体性が求め られており、それを実現するためには、南ブロック の建替事業を経験した者が行うのがふさわしいこと が認められるのであるから、本件第1契約をなすに 当たっては、その目的・内容に照らしそれに相応 する資力・信用・技術・経験等を有する相手方と してFアトリエを選定し、その者との間で契約の締 結をするという方法をとるのが、当該契約の性質に 照らしまたはその目的を究極的に達成する上でより 妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益 の増進につながると合理的に判断される場合に当た るといえる。よって、本件第1契約は、「その性質 又は目的が競争入札に適しないものをするとき | に 当たると認められるから、岐阜県知事が、Fアトリ エと随意契約の方式によって本件第1契約を締結し たことは、地方自治法234条2項に反せず、違法で はない。

本件第2契約は、中北ブロックの基本設計業務の委託であること、Fアトリエは、南ブロックの建替事業のコーディネーターおよび基本設計の前提となる調査業務を行っており、旧県営北方住宅の建替事業の設計業務について実績があること、中北ブロックでは、21人の建築家を参加させ、各住棟の10戸程度の区画単位で設計を担当することとなったことが認められ、十分な実績と経験があるFアトリエに基本設計業務を委託することが、当該契約の性質に照らしまたはその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益

の増進につながると合理的に判断される場合に当た るといえる。また、G設計・H設計・I建築は書 類審査方式により、下が委員長を務める選定委員会 によって選定されているが、岐阜県特有の地域事情 を活かした県営住宅を建築するには、地域事情に熟 知した地元建築家に基本設計業務を担当させるのが ふさわしいこと、Fアトリエと協働して基本設計業 務を適切に行うには、Fアトリエの代表者Fが選定 委員会の委員長として設計者らの理念・能力等を 判断するのがふさわしいのであるから、Fが委員長 を務める選定委員会によって地元設計事務所のG設 計・H設計・I建築が選任され、それら3社とF を加えた IV との間で本件第2契約を締結すること は、当該契約の性質に照らしまたはその目的を究極 的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普 通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に 判断される場合に当たるといえる。よって、本件第 2契約は、「その性質又は目的が競争入札に適しな いものをするとき」に当たると認められるから、岐 阜県知事が、JV との間で随意契約の方式によって 本件第2契約を締結したことは、地方自治法234条 2項に反せず、違法ではない。

## (ii) 小括

上記の2つの裁判例は、平成11年施行令改正によって総合評価一般競争入札が導入された(施行令167条の10の2)以降の事案であるが、随意契約の方法による設計業務委託契約を適法とする裁判例である。その設計において創造性や芸術性が要求される特殊建築物の基本設計・実施設計、まちづくりの観点から総合的な設計を必要とする大規模公営住宅の基本設計について、その業務の特殊性から、それら業務の委託契約は、施行令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に当たると解している。

#### (5) 清掃業務委託契約

## (i) 裁判例

③岡山地判平成16年2月25日 (LEX/DB 文献番

号28101660) 母子家庭の母および寡婦に対して就業場所を提供するという目的が付随した清掃業務委託契約に関する事案である。本件清掃業務委託契約は、母子家庭の母および寡婦に適した職場を積極的に確保することを目的として、清掃業務を委託したものであり、庁舎の清掃という業務それ自体は、競争入札に適さないものであるとはいえない。そこで、契約に付随する政策目的が競争入札に適さない場合も、契約の「目的が競争入札に適しない」(施行令167条の2第1項2号)場合に該当するか否かについて検討する。

国の契約に関する会計法29条の3は、1項で一般 競争入札の原則を定め、「契約の性質又は目的が競 争を許さない場合、緊急の必要により競争に付する ことができない場合及び競争に付することが不利と 認められる場合 | には、随意契約によるとし(同条 4項)、それ以外の随意契約によることができる場 合を、「契約に係る予定価格が少額である場合その 他政令で定める場合」として(同条5項)、予算決 算及び会計令99条で、これを列挙している。同条は、 「都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、 農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため 設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借 入れるとき」(同条16号)、「事業協同組合、事業協 同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若し くは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者か ら直接に物件を買い入れるとき」(同条18号)、「産 業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売 り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にそ の生産に係る物品を買い入れるとき」(同条20号) と、契約に付随する政策目的が競争入札に適さない 場合も挙げている。

以上のような会計法ないし予算決算及び会計令の 規定の趣旨は、およそ国の契約について、法の定め による例外以外に随意契約の方法による契約を認め ないというのではなく、政令に例外を定めることを 委任し、随意契約の適正な運用を図るということに あると解されるのであって、このような上記規定の 趣旨等を考慮すると、合理的な政策目的があり、かつ、その目的に必要な限度内であるならば、一般競争入札の原則の例外を認めることも許されるものと解される。

そして、地方公共団体の契約に関しては、国の契約に関する上記のような規定は存しないものの、上記のような趣旨は国の場合と同様に妥当するものと認められる。

母子及び寡婦福祉法29条1項は、地方公共団体も、母子家庭の母等の雇用の促進を図るため、公共的施設における雇入れの促進等必要な措置を講ずるように努力するものと規定しており、社会的弱者である母子家庭の母・寡婦の就業場所を提供するため、比較的軽作業である清掃業務の委託を、母子家庭の母・寡婦という特定の相手方に対して行うことは、同法の趣旨にかなうものである。

そして、当該契約を競争入札によるのでは、母子 家庭の母及び寡婦に対して就業場所を提供するとい う目的を達することが不可能または著しく困難とな ることが予想される。

このような母子及び寡婦福祉法の趣旨に沿った政策目的は合理的なものであって、これを実現するために随意契約の方法によることの必要性も認められ、本件清掃業務委託契約を随意契約の方法により締結することが、その目的達成のために必要な限度を超えたものであるとは認められない。以上からすれば、母子家庭の母・寡婦に対して就業場所を提供するという目的が付随した清掃業務委託契約については、随意契約によることができる契約の「目的が競争入札に適しない」に該当するといえる。

#### (ii) 小括

③判決によると、業務内容それ自体は競争入札に 適さないとはいえない場合であっても、当該契約の 締結により合理的な政策目的(本件では、社会的弱 者である母子家庭の母・寡婦の雇用の促進を図る ため母子家庭の母等の就業場所を提供する目的)を 実現するため、当該契約を随意契約の方法により締 結することは適法であると解されている。

こうした施行令167条の2第1項2号「その性質 又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の 解釈は、次で検討する土地売却契約・土地賃貸契 約において、多くの裁判例で採られている。

## (6) 土地売却契約·土地賃貸契約

随意契約の方法による土地売却契約・土地賃貸 契約が問題となった裁判例として、⑭最判平成6年 12月22日(民集48巻8号1769頁·LEX/DB文献 番号27826272)<sup>8)</sup>、⑤京都地判平成4年3月25日 (LEX/DB 文献番号 25482987)、追東京地判平成5 年2月25日(判タ859号179頁・LEX/DB文献番 号 27825988)、 迎静岡地判平成 5年 10 月 1 日 (LEX/ DB 文献番号 28020588)、 (18) 大阪地判平成5年12月 22日(判例時報1524号33頁·LEX/DB文献番号 27825394)、 (19 大阪地判平成6年8月26日 (LEX/ DB 文献番号 28021712)、20 岡山地判平成 10 年 5 月 20日 (LEX/DB 文献番号 28041052) 9 、 ② 徳島地判 平成12年2月18日 (LEX/DB 文献番号25410079)、 ②新潟地判平成13年3月16日 (LEX/DB 文献番号 28062287)、②東京高判平成14年3月28日 (LEX/ DB 文献番号 28081147)、 ② 大阪高判平成 17年4月 27日 (LEX/DB 文献番号 25410413)、25神戸地判平 成19年8月31日 (LEX/DB 文献番号28140488) 10)、 26大阪地判平成20年11月18日 (LEX/DB 文献番 号 25471031)、②東京地判平成 21 年 5 月 28 日 (LEX/ DB 文献番号 25441481)、 28 大阪高判平成 21 年 12 月 24日 (LEX/DB 文献番号 25442342)<sup>11)</sup>、29さいた ま 地 判 平 成24年5月16日 (LEX/DB 文 献 番 号 25481433) がある

<sup>8)</sup> 櫻井敬子・自治百選 [第3版] (別ジュリ168号) 94頁、田中治・平成6年度重判 (ジュリ臨増1068号) 44頁、石井昇・法教 1995年6月号 (177号)

<sup>9)</sup> 白井皓喜・判例地方自治194号116頁

<sup>10)</sup> 高橋佳子・京都産業大学/産大法学45巻1号72頁

<sup>11)</sup> 高橋・産大法学45巻1号72頁

#### (i) 裁判例

倒最判平成6年12月22日 公有水面埋立法による埋立地の売却に関する事案である。普通地方公共団体が不動産等を売却する場合において、合理的な行政目的達成の必要などやむを得ない事情があって、売却価格が一定の価格を超えないようにする必要があり、これを一般競争入札に付するならば、最高入札価格が右一定の価格を超えるおそれがあるときには、その売却は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」(施行令167条の2第1項2号)に当たるとして、随意契約によって行うことができるものというべきである。ただ、その場合においても、普通地方公共団体としては、右の事情につき配慮した上で、当該地方公共団体に最も有利な価格で売却すべき義務を負うのであるから、そのような価格を売却価格として売却しなければならない。

これを本件についてみると、本件売却は、売却の対象が公有水面埋立法による埋立地であるため、法令上その処分価格に制限があり、また、地価高騰の抑制のため、周辺地価との均衡を保って売却する必要があるなどの事情があったというのであるから、売却の性質・目的が競争入札に適しないものであった。したがって、自治体としては、本件土地の売却に当たっては、右のような事情を配慮して売却価格を定め、随意契約により売却すべきであったのであり、最高制限価格を定めた一般競争入札によって行った本件売却の実施は違法といわなければならない。

⑤京都地判平成4年3月25日 宿泊施設なしに設立された京都国際会館について、付帯宿泊施設としてグレードの高い相当な規模をもつホテルを建設する目的で、京都市が、随意契約の方法によって西武鉄道(株)に市有地を売却した事案である。【下線部ア】および【下線部イ】の判示を前提に、国際会館は、設立当初から、宿泊施設がなくその整備が課題であったところ、京都市は、各種の国際会議・国内会議を誘致し、内外の人が交流する都市を目指していた。サミット誘致を契機として、国際会館の付帯

宿泊施設としてグレードの高い相当な規模をもつホ テルを建設することになり、京都市は、本件土地に ホテルを建設し、経営する意思と能力を有し、京都 市の意図するところに応え得る者に売却することに なった。競争入札によっても、従業員の数、資本の 額その他の経営の規模・状況という客観的に判断 しうる資格を定めることはできる。しかし、京都市 との協調性や本件土地における国際会館の付帯宿泊 施設としてのホテル経営の強い意思など、主観的な 資格を定めることは困難である。競争入札では、最 高の価格を提示したものが売買契約の相手方とな る。それでは、最高の価格を提示した契約の相手方 が、果して京都市が考えているところに従ってホテ ルを建設し、経営する固い意思を有することが保証 されない。しかも、国際会館が立地する宝ヶ池周辺 は都心からかなり離れており、ホテルを建設しても 採算に乗るまでに長時間を要する。そのため、地元 業者が名乗りを挙げず、さらに、東急ホテルなど東 京の業者に当たってもホテル建設が拒絶された。確 かに、このような事実に照らしても、本件土地の売 買契約をするに当り、京都市が競争入札の方法によ ることが不可能とはいえないけれども、本件土地売 買契約が前示ホテル建築経営を目的とするもので、 これに相応する資力・信用・技術・経験等を有す る相手方として西武鉄道㈱を選定して、その者との 間で契約を締結するという方法をとるのが前示本件 契約の性質に照らしまたはその目的を達成する上で より妥当であり、ひいては京都市の利益の増進につ ながるものである。したがって、本件契約を「その 性質又は目的が競争入札に適しないもの」として随 意契約の方法をとったことは、京都市の本件契約担 当職員の合理的な裁量によるものである。

⑯東京地判平成5年2月25日 臨海副都心開発計画の一環として行われた都有地の賃貸契約に関する事案である。【下線部ア】の判示を前提に、東京都は、東京都における地価高騰や住宅問題等のさまざまな都心問題に対処するため、臨海部副都心開発計画を策定したものであり、右計画は、経済的利益の追求

のみを目的とするものではなく、東京都の長期的か つ多角的な政策判断に基づく開発事業計画という性 質を有するものであり、本件契約の締結も、右のよ うな政策目的にそって行われものであることが認め られる。そうすると、右副都心に進出する企業に都 有地を賃貸するための本件契約の締結に当たって も、その契約の相手方の選定は、その賃料の額の多 寡という経済的競争原理のみに従って行われるべき ものではなく、進出企業が右都有地において行おう としている事業のアイディアが右のような開発計画 に適合するものであるか否かという観点、あるいは その建設を予定している施設がどの程度右のような 計画目的に適合しているかという優劣の判断に基づ いて行われることが望ましいものであることは、自 ずから明らかなものといわなければならない。した がって、本件契約は、その契約の性質・目的に相 応する相手方を選定して契約を締結する随意契約の 方法をとることがより妥当であると合理的に判断さ れる場合に当たるものというべきである。本件契約 は、施行令167条の2第1項2号に定める随意契約 の方法によることができる契約類型に該当する。

迎静岡地判平成5年10月1日 埋立地賃貸借契約 に関する事案である。【下線部ア】および【下線部イ】 の判示を前提に、本件賃貸借契約の目的は、単に本 件土地を民間企業に貸与して賃料収入を得るという にとどまらず、本件土地において民間企業に水族館 を建設・経営させ、その水族館経営を通じてもた らされる観光客の増加をてことして、熱海市の観光 振興に寄与をもたらし、さらには熱海市全体に経済 的波及効果を招来させることを意図するものである ことが認められる。そうすると、本件土地の賃貸借 契約の相手方は、とりもなおさず右のような政策目 的を担う水族館の建設・経営を委ねる企業となる のであるから、その相手方の選定を、賃料の多寡と いう経済的競争原理のみに基づいて行うことは相当 ではなく、右政策目的に直接関わる当該企業の熱海 市における集客力の優劣という観点、当該企業は水 族館の建設のため当初巨額の資金を要するのみなら

ず、右政策目的上、長期にわたって経営を継続することが必要とされることから、当該期間にわたり当該企業の経営の安定が保証されているといえるかどうかという観点、あるいは当該企業が水族館経営に関して十分な技術・経験を有しているかどうかという観点などからの判断に基づいて行われることが相当であることは明らかである。したがって、本件土地の賃貸借契約は、その契約の性質・目的に相応する資力・信用・技術・経験等を有する相手方を選定して契約を締結する随意契約の方法によることがより妥当であると合理的に判断される場合に当たるものというべきである。

原告らは、十分な資力・信用を有し、かつ、水 族館経営に関する技術ないし技能を保持する企業は 訴外会社に限られるわけではないとか、集客力につ いても各企業によって顕著な差異はないとして、本 件土地の賃貸借契約の締結が競争入札の方法に適さ ないとすることはできない旨主張するが、地方公共 団体において、当該契約の目的・内容に照らしそ れに相応する資力・信用・技術・経験等を有する 相手方を選定し、その者との間で契約の締結をする という方法をとることが、当該契約の性質に照らし またはその目的を究極的に達成する上でより妥当で あると合理的に判断されるためには、当該目的等に 相応する資力・信用・技術・経験等を有する相手 方が一社しか存在しないことまでをも必要とするも のとは解されないから、右のような条件を具備する 企業が訴外会社以外にも存在するというだけでは、 本件土地の賃貸借を随意契約によることとした被告 の判断に合理性が欠如するということはできない。 また、原告らは、他の地方公共団体において公有地 を貸与する場合にはコンペ方式でその貸与先を決め ているのが通常である等とも主張するが、そもそも コンペ方式は、各企業から企画を出させ、その企画 の優劣によって契約の相手方を選択する方法であ り、法的には随意契約であって競争入札ではないし、 コンペ方式によれば、結局のところ当初の企画の優 劣によって契約の相手方を選択することになるか ら、建物の設計などの一回的な契約を締結する場合においては有効な方法であるといえるとしても、賃貸借契約のような継続的契約の場合おいてもなお有効なものであるか否かについてはさらに検討を要するところであって、本件賃貸借契約を随意契約の方法により得るとした前記の諸事情も併せ考えれば、本件賃貸借契約において随意契約の方法によったうえで、コンペ方式を採用しなかったからといって、その被告の判断が合理性を失うものということはできない。

®大阪地判平成5年12月22日 文化的·歷史的· 学術的・自然環境的価値等からその保存を主張さ れている財産区財産である土地の売却に関する事案 である。【下線部ア】および【下線部イ】の判示を 前提に、本件土地の保存を主張する「信太の森を守 る会 | の住民等からの本件土地の売却処分、宅地化 に対する強い反対があったため、本件売買契約にお いては、本件土地を売却代金完納の日から10年間 現状有姿のまま保存することとその間の転売禁止、 これに違反した場合の買戻しが条件とされたこと、 また買主に対しては少なくとも右保存期間内ため池 である本件土地に関する悪臭の除去や防護柵の設置 等の維持管理を行うことが要請されたこと、本件土 地の売却価格は、昭和58年12月に本件土地を売却 しようとした際の和泉市財産評価審査委員会の答申 による適正評価額が1平方メートル当たり3万5000 円であったところ、それから売却時点までの大阪府 下全般の土地価格の上昇率が約10パーセントであ ることを考慮して、その期間の経時的な修正率とし てはその倍である21パーセントの増加を見込んで、 1平方メートル当たり3万5000円の21パーセント 増しの4万2350円と決定されたこと、昭和58年当 時本件土地を売却しようとした際には、前記のよう な条件がついたため前記の和泉市財産評価審査委員 会の答申による評価額での買手はなく、その後も財 産区では引き続き本件土地を売却したい意向をもっ て買手を求めていたが、本件売買契約時点まで被告 遠藤以外の買手は全くつかなかった。本件売買契約

の前記のような条件は必ずしも買手について特段の 資力・信用・技術・経験を要求するものとはいえ ないし、ため池の維持管理の要請についても同様の ことがいえる。従って、このような条件・要請が 直ちに本件売買契約を競争入札に適しないものにす るということはできない。しかしながら、前記のよ うな本件土地の売却価格の決定方法、従前から本件 土地の買手がつかなかった経過等をも併せ勘案する と、前記のような条件を付けて本件土地の売却を競 争入札に付しても右売却価格での落札の可能性がな いとした被告和泉市長の判断にもあながち合理性が ないとはいえない。そうすると、買主をして本件土 地に関する前記のような維持管理を確実に実行させ る必要性があったことをも勘案した場合、本件売買 契約は競争入札に適しないから令167条の2第1項 2号に該当するとまで言い切れるか否かについては 疑問があるとしても、そのような判断が合理性を欠 き不当であることが明らかであるとまでいうことは できない。

⑨大阪地判平成6年8月26日 都市計画決定に基づく公園整備に必須の土地を取得する目的で、代替地を提供するために締結された土地売却契約に関する事案である。市当局者は、被告Yの代理人であるAからYが本件土地を代替地として求めていると聞かされ、その旨を信じて諸手続を進め本件契約の締結に至ったのであるから、本件契約は、公園用地として必須の土地であるY所有地を取得する目的で、Yに代替地を提供するために締結された契約であり、一般競争入札の方法によることは不可能であったと解され、施行令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、随意契約の方法によることが許されるものというべきである

②岡山地判平成10年5月20日 町有地を駐車場として長年使用していたA旅館に対し随意契約の方法により本件土地を売却した事案である。普通地方公共団体がその所有の不動産を売却する場合においては、契約締結の方法として一般競争入札を原則と

し、施行令167条の2第1項各号に定める場合に該当するときに限り、随意契約の方法によることができるものとしているのは、主として契約手続の公開による公正の確保、契約価額の有利性を図るためであり、随意契約によることが有利であり、合理的である場合もあり得るが、随意契約によることの弊害を防止することを重んずる趣旨に出たものである。施行令167条の2第1項に掲げる場合に該当するか否かは抽象的な形式的・画一的基準によって決すべきものではなく、法が234条2項の規定により確保しようとしている売却手続の公開による公正の確保と契約価額の有利性を図るという目的に照らし、諸般の事情を総合的に勘案して決すべきものである。

本件土地は、それ自体独立して取引対象となるのはもとより、立地条件等諸条件に優れ、商業用地として一般的有用性の高い土地であるから、取得者の資金調達能力や事業計画・経営手腕次第では、その利用目的は広範かつ多彩であると推察され、妥当な条件で売却することもさほど困難であるとは考えられないし、町だけの立場からすれば、特に本件土地の処分が急がれる事情があるものとも認め難い。

被告町長において、「その性質又は目的が競争入 札に適しない」(2号)とか、「競争入札に付するこ とが不利と認められるとき」(4号 「現行の施行令 では6号]) に該当すると確信したとしても、右は 受任者としての善管注意義務に違反し、法令の解釈 適用を誤ったものといわざるを得ない。けだし、町 の住民の信託に基づき町の財政の運営を一身に任さ れた被告町長としては、町の財産を町に最も有利に 処分し、いやしくも町に損失を及ぼすことがないよ うに配慮すべき義務を負うものであるから、単に金 融機関や商工会を通じて買受希望者の有無について 打診するにとどまらず、複数の不動産取引業者にあ たって本件土地売却の能否を質し、土地取引の実勢 を把握するなどの措置をとったうえ、一般競争入札 に付することが不利になり、本件土地の売却方法と しては随意契約によることの方が、町に最も有利な

処分であることを認めたというような特段の事情が あるならともかく、売買等の契約の締結は、原則と して一般競争入札の方法によるべきものとし、随意 契約により得る場合を制限し、例外的方法としてい る地方自治法234条の法意に照らし、被告は前掲の 各事情のみをもって漫然「その性質又は目的が競争 入札に適しないものとするとき」(2号)とか、「競 争入札に付することが不利と認められるとき | (4 号)に該当すると軽信すべきではなかったというべ きである。また、後日とはいえ、現にA株式会社が 坪単価53万円で買受けを申し出ていることが認め られる以上、一般競争入札に付した場合に右分譲予 定価格(坪単価51.8万円)以上の入札がある可能性 は否定できないから、「時価に比して著しく有利な 価格で契約を締結することができる見込みのあると き | (5号「現行の施行令では7号]) に該当すると いうこともできない。してみると、町長が地方自治 体たる町と委任関係にあることに鑑みれば、被告が 本件土地を売却するに当たって著しく注意義務を欠 いたとのそしりは免れ得ないから、本件売却行為は 違法であるといわざるを得ない。

②1徳島地判平成12年2月18日 徳島県が石炭火 力発電所の建設用地として県有地を売却した事案で ある。【下線部ア】および【下線部イ】の判示を前 提に、徳島県は、阿南市等が新産業都市に指定され たことをきっかけに、橘湾の工業地域としての開発 をすすめ、造船企業等の誘致を試みたものの、当時 の経済情勢の影響もあって、誘致に至らなかったこ とから、経済状況にあまり左右されない企業として 石炭火力発電所の誘致を検討し、本件火力発電所が 国の電源開発計画に組み入れられたのを受けて、A は本件売買契約の締結に至ったのであって、このよ うな経緯等にかんがみると、県知事が随意契約の方 法により本件売買契約を締結したことには合理性が 認められ、売買価格についても随意契約を制限して いる地方自治法の趣旨に反するような価格でないこ とからすると、「その性質又は目的が競争入札に適 しないものをするとき」に該当する。

②新潟地判平成13年3月16日 東北電力の原発 建設計画を阻止し、住民投票に示された住民意思の 実現を図るため、原発建設計画を進める上で不可欠 な本件土地を、住民投票の結果を尊重することが期 待し得る住民に売却する契約に関する事案である。 【下線部ア】および【下線部イ】の判示を前提に、 当該契約が施行令167条の2第1項2号所定の「そ の性質又は目的が競争入札に適しない」に該当する か否かの決定については、当該普通公共団体の契約 担当者の合理的な裁量に委ねられているものである が、その裁量判断に当たっては当該地方公共団体に おける政策決定または政治的要素を考慮することも 許容されるというべきであり、当該契約担当者の判 断が明らかに不合理であると認められる場合以外は 直ちにこれを違法とするのは相当でないと解され る。そして、巻町における原発建設計画に対しては 従来から住民の間において賛否両論の意見が闘わさ れてきていたこと、平成7年4月に行われた町議会 選挙においては、原発建設問題の賛否を問う住民投 票条例の制定派や原発反対派が議会の過半数を占め るに至り、同年6月には右住民投票条例が制定され たこと、平成8年1月に行われた巻町長選挙におい ては住民投票条例制定運動の中心であり「実行する 会」の代表者が町長に選出されたこと、同年3月、 88.29%もの高い投票率の下に実施された住民投票 において、原発建設に反対とする投票が60.86%の 多数を占めるに至ったこと、右住民投票条例におい ては「町長は、巻原発予定敷地内町有地の売却その 他巻原発の建設に関係する事務の執行に当たり、地 方自治の本旨にもとづき住民投票の賛否いずれかの 意思を尊重しなければならない。」との規定が置か れていること等の事情を総合考慮すると、被告町長 が、住民投票の結果・右住民投票条例の規定に基 づき、巻町において長年の間意見が闘わされてきた 原発建設に対する賛否を巡る問題の最終決着を図る という目的の下、本件土地を住民投票の結果の尊重 を期待し得る者に随意契約の方法によって売却する ことにより東北電力が本件土地を取得して原発計画

を推し進める余地がないようにした判断・措置が、 明らかに不合理であるということはできないし、ま た、不正の動機に基づくものであるとか、あるいは 被告町長に委ねられた裁量権を逸脱・濫用したも のということはできない。

②東京高判平成14年3月28日 ②判決の控訴審 である。【下線部ア】および【下線部イ】の判示を 前提に、本件土地の売却は、原発を阻止し、原発問 題に決着をつけるとともに町政の混乱と停滞に終止 符を打つという被控訴人町長の政策目的実現のため になされたものである。もとより、司法裁判所は、 上記のような政策そのものの当否を判断することが できるものではなく、また、財務会計法規に基づく 会計における公正の原則からすると、政策目的実現 のための土地の売却には、おのずから一定の限度が あるというべきである。したがって、このような政 策目的実現のために土地を売却したというような場 合には、その土地の売却が会計原則に照らして違法 であるか否かを第一次的な判断基準とした上、上記 の公正原則に照らして、当該政策目的実現のために した当該土地の売却が、町長の裁量権の範囲を逸脱 したか否か、あるいは裁量権を濫用したか否かを判 断すべきである。

本件についてこれをみるに、本件土地の位置・ 形状からすれば、これを代金1500万円で売却した ことが会計原則に照らして不当に廉価であるとはい えない上、本件土地の経済的効用の観点からしても、 町長がこれを町有財産として保有し続けるのではな く、これを売却することとした判断に不当な点はな いとみられる。たしかに、原発を阻止するという政 策目的を実現するためには、被控訴人町長が本件土 地を東北電力に売りさえしなければよいのであっ て、必ずしも本件土地を第三者に売却する必要はな かったとはいい得るものの、同目的のほかに町政の 混乱と停滞に終止符を打つという政策目的も有して いたというのであり、かつ、本件における住民投票 条例制定の経過、同条例に基づく住民投票の結果を尊重 する意思で本件土地の売却をした事実経過にかんが みると、前記の町長の権限ならびに会計上の公正原 則に照らし、本件土地を売却することがその裁量の 範囲を超えたものとはいえず、また本件において動 機の不正は見当たらない上、政策目的を考慮したこ と自体、これが裁量権の濫用に当たるものともいえ ないから、結局のところ、本件土地の売却が裁量権 を逸脱・濫用してなされた違法なものということ はできない。

②4大阪高判平成17年4月27日 大阪府が市町村 職員共済組合を相手方として、随意契約の方法によ り、営業が終了したホテルの敷地として利用されて いた府所有の土地を売却した事案である。本件各土 地の売却については、大阪府は、α地区における産 業振興機能の維持・充実を図るという施策目的を 有しており、その施策目的を確保するため、本件売 買契約の相手方(買主)に対し、用途制限や宿泊、 宴会、飲食等提供機能を備えた施設の提供義務を定 め、本件各土地の所在する地域 (α地区)の産業振 興機能の維持・充実を図るための協議に応じる義 務などを定めることが必要であったところ、こうし た一般的な売買契約とは相当内容の異なる契約につ いては、単に契約条件をつけた一般競争入札を行う 方法によってその施策目的を実現することは困難で あったと解されるから、本件売買契約は、契約条件 をつけた一般競争入札の方法によるべきであったと は言い難く、随意契約の方法によったとしても、そ れは、契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内の行 為であったと認められる。

②神戸地判平成19年8月31日 神戸市立御影工業高校跡地の売却に関する事案である。【下線部ア】および【下線部イ】の判示を前提に、御影工業高校跡地の売却は、これを単に土地の売却としてのみ見る限り、一般競争入札によることが不可能または著しく困難とはいえない。しかし、上記土地は、地域の拠点となる駅前の広大な土地であり、神戸市は、より望ましい土地利用を実現する必要があって、価格の有利性をある程度犠牲にしてでも、まちづくり

にとって望ましい土地利用の方法を提案した事業者 を売却の相手方として選定することが必要であると 判断したものと解されるが、その判断には合理性が ある。そして、このまちづくりの内容として、御影 工業高校跡地の周辺地域の一定程度の住民の意見を 表していると考えられる御影地区まちづくり協議会 での意見を事業遂行者の募集要項に反映させ、同要 項に沿わない計画をしている応募者はそもそも審査 の対象とせず、事業を行うに当たって、やむを得な い事情により、申込時に提出した土地利用計画案を 変更する場合には、事前に文書により申請し、市の 承認を得ることとされ、指定用途に供しない場合に は、違約金を徴収し契約を解除するなどの事後的な 規制もなされて、神戸市が考えるあるべき御影のま ちづくりに即した土地利用が実現されるような担保 がなされている。そして、このようなまちづくりの 目的に沿うようにするためには、随意契約で相手方 を選ぶことが必要不可欠とまではいえないにしろ、 神戸市が土地の利用方法を考案するのでは発想内容 に自ずと限界があり、むしろこれを民間事業者の創 意工夫と事業能力に委ねる方がより有効な土地活用 を行い得る可能性が増大するであろうし、また、神 戸市が申込者の事業遂行能力、経営の健全性等の諸 般の要素を判断した上で相手方の選定をなし得る点 でも条件付一般競争入札に勝ると考えられる。この 点からして、土地の利用方法を神戸市が示す指針・ 条件の枠内で民間事業者の創意工夫と事業能力に委 ねてより有効な土地活用方法を実現するとともに、 可及的に高額での売却を目指す方法として、買受希 望者が提示した買受後の土地利用方法の内容・買 受価格を総合的に採点評価し、総合評価の点数が最 も高かった事業者を売却先に決定するという神戸市 の採用した本件の売却方式は、契約の性質またはそ の目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひ いては神戸市の利益の増進につながるといい得る。 したがって、御影工業高校跡地の売却は、施行令 167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争 入札に適しない」に該当するといえるから、神戸市

が同土地の売却を上記のような随意契約の方法により行ったことは適法と解すべきである。

26大阪地判平成20年11月18日 連続立体交差事 業に伴う用地取得に係る補償との関係で関係者に対 し市所有の土地建物を売却する契約に関する事案で ある。【下線部ア】および【下線部イ】の判示を前 提に、高石市は、Aグループから、本件補償契約の 交渉の際に本件土地建物の売却についての申出を受 けたこと、高石市は、早期にAグループが本件事務 所を移転しない限り、本件連続立体交差事業を進め ることができない状況にあり、他方、Aグループは、 本件事務所以外にも本件連続立体交差事業のために 必要な土地等を所有していたこと、高石市とAグ ループは、本件補償契約において、本件土地建物の 売却を契約条項にはしなかったものの、高石市は、 本件土地建物をAグループに売却することについて の協力を関係機関・内部に依頼していること、高 石市公有地有効利用検討委員会においても本件連続 立体交差事業の事業協力者への売却を可とする全員 一致の意見を得ていること、議会においても高石市 次長兼管財課長が本件土地建物を事業協力者に売却 する方向性を決定していると答弁していることが認 められる。

これらの事実に照らせば、本件補償契約には、本件土地建物の売却が契約条項として文書化されてはいないものの、高石市とAグループとの間では、条件が整えば本件土地建物を代替物件として同グループへ売却されることが前提となって、本件補償契約の締結に至ったものとみることができる。このような本件補償契約に至った経緯からすれば、高石市長は、本件補償契約の交渉を円滑かつ迅速に進め、もって本件連立事業に必要な用地買収を速やかに行うとの政策的判断の下に本件売買契約を随意契約の方式で行ったものと認めることができる。

このような高石市長の政策的判断が合理的なものであるか否かを検討するに、[1] 本件連続立体交差事業は、大阪府が事業主体となり、南海本線と高師浜線を高架化し、道路交通の円滑化を図るとともに、

鉄道により分断されていた市街地の一体化を図るこ とによって、安全で快適なまちづくりを推進するこ とを目的としており、その事業延長も高石市の北端 から南端までの約4.1キロメートルにも及ぶもので あり、高石市にとって公益性の高い極めて重要な事 業ということができること、[2] 本件連立事業の事 業期間が用地買収の遅れが原因となり、4年間延長 され、平成26年度末までに変更され、高石市は、 これ以上の用地買収の遅延が許されない状況にあっ たこと、[3] 本件事務所の敷地は、本件連立事業の 工事資材の搬入路・仮線の設置スペースとして利 用する必要があり、同敷地を利用できない場合には、 工事車両等の搬入が困難となり、その後の工事全体 の工程にも影響を及ぼし、本件連立事業全体の進捗 にも大きな影響を与えるおそれがあったことが認め られる。このような本件連立事業の公益性と高石市 が置かれた状況に加えて、Aグループが本件事務所 の敷地以外にも本件連立事業に必要な複数の土地を 所有しており、Aグループとの間での任意の補償契 約を速やかに締結できるか否かが本件連立事業に必 要な用地買収の進展に大きな影響を与え得るもので あったことも併せて考えれば、高石市長としては、 本件土地建物をできるだけ高い金額で売却するよう に努力することは当然であるが、そればかりではな く、本件連立事業の工事資材の搬入路・仮線の設 置スペースを確保し、ひいては本件連立事業を円滑 かつ迅速に進展させることができるという政策遂行 上の利点を考慮して、本件事務所を所有し、かつ同 事務所以外にも複数の本件連立事業に必要な土地等 を所有するAグループを特定の相手方として本件土 地建物を売却することは、その契約の性質または目 的を究極的に達成する上で妥当であり、ひいては高 石市の利益の増進にもつながるといい得るものであ る。したがって、高石市長の上記判断には、合理的 な根拠があるというべきである。

②東京地判平成21年5月28日 都市計画道路整備事業において、町田市が同事業地内に所在する寺院の移転地とするために買収した土地の所有者Aに

対し市有地を随意契約の方法により売却した事案で ある。【下線部ア】および【下線部イ】の判示を前 提に、本件売買契約は、本件事業の実施のために本 件移転予定地を含む本件買収地をAから買収するた めの条件として、本件売却地をAに売り渡すことを 目的とするものであり、競争入札によってはAに本 件売却地を売却できるとは限らず、他の入札者に本 件売却地を売り渡すことになるとすれば、その売却 は上記の目的に反して全く無意味となるものであっ たところ、町田市において、Aとの間で随意契約に よって本件売買契約を締結することによって、本件 移転予定地を含む本件買収地を買収することが可能 となり、これによって本件事業の実施が可能になる という政策遂行上の重要な利点が確保されることに かんがみると、本件売買契約は競争入札に適さない ものとして随意契約によることが許容される地方自 治法施行令167条の2第1項2号の「その性質又は 目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当 するものと解するのが相当である。

28大阪高判平成21年12月24日 25判決の控訴審 である。【下線部ア】および【下線部イ】の判示を 前提に、神戸市立御影工業高校(以下「P9高校」) 跡地の売却は、これを単に土地の売却として見る限 り、一般競争入札によることが不可能または著しく 困難であるとはいえない。しかしながら、上記土地 は、神戸市γ区の主要な交通結節点である駅の北側 に位置する広大な土地であり、同土地を含む付近一 帯の地域は、神戸市総合基本計画では、区南西部の 中心的な商業ゾーンとして整備に努めるものとされ ていて、地域や市民に与える影響がきわめて大きい ことから、神戸市は、P9高校跡地の売却に当たり、 同土地の利用については、人間を中心に据えた魅力 ある都市空間を創出し、都市における良好な市街環 境の形成・保全を図るため、β地域を対象として、 地域内の土地利用、公共施設の配置と建築物の形態 等について、一体的・総合的な計画を策定する必 要があるとの認識から、施設の建設計画に際しては、 酒蔵・澤の井・だんじりなど古き良きβの面影や、

駅前にふさわしい景観・デザインに配慮するとと もに、駅へのアプローチ、周辺地域も含めた防災、 既存の樹木の活用など緑豊かな環境、すべての人に 利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するもの であること等の視点に基づいた、 B 地域にとってよ り望ましい土地利用を実現するとの政策判断に立脚 し、かかる政策目的に沿う相手方を選定するため、 随意契約の方法により、価格の有利性をある程度犠 牲にしてでも、神戸市が立脚・推進する街づくり にとって望ましい土地利用の方法を提案した事業者 を P9 高校跡地の売却の相手方として選定すること が必要・不可欠であると判断したものと解され、 その判断には十分合理性を認めることができる。こ の街づくりの内容として、P9高校跡地の周辺地域 の一定程度の住民の意見を表していると考えられる β地区まちづくり協議会での意見を事業遂行者の募 集要項に反映させ、同要項に沿わない計画をしてい る応募者はそもそも審査の対象とせず、事業を行う に当たって、やむを得ない事情により、申込時に提 出した土地利用計画案を変更する場合には、事前に 文書により申請し、市の承認を得ることとされ、指 定用途に供しない場合には、違約金を徴収し契約を 解除するなどの事後的な規制もなされて、神戸市が 考えるあるべきβの街づくりに即した土地利用が実 現されるような担保がなされている。そして、この ような街づくりの目的に沿うようにするためには、 被控訴人が主張するとおり、神戸市が土地の利用方 法を考案するのでは発想内容に自ずと限界があり、 むしろこれを民間事業者の創意工夫と事業能力に委 ねる方がより有効な土地活用を行い得る可能性が増 大するであろうし、また、神戸市が申込者の事業遂 行能力、経営の健全性等の諸般の要素を判断した上 で相手方の選定をなし得る点でも条件付一般競争入 札に勝ると考えられる。この点からして、土地の利 用方法を神戸市が示す指針・条件の枠内で民間事 業者の創意工夫と事業能力に委ねてより有効な土地 活用方法を実現するとともに、可及的に高額での売 却を目指す方法として、買受希望者が提示した買受 後の土地利用方法の内容・買受価格を総合的に採 点評価し、総合評価の点数が最も高かった事業者を 売却先に決定するという神戸市の採用した本件の売 却方式は、契約の性質またはその目的を究極的に達 成する上でより妥当であり、ひいては神戸市の利益 の増進につながるといい得る。

P9高校跡地の売却は、施行令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない」に該当するといえるから、神戸市が同土地の売却を上記のような随意契約の方法により行い、買受事業者を選定したことに不合理な点や裁量権の逸脱は認められず、適法と解すべきである。

②さいたま地判平成24年5月16日 日本赤十字社への土地売却に関する事案である。本件売買契約は、青年の家と岸町庁舎の廃止によって未利用地となった本件土地について、引き続き公益事業の用に供することとし、また、埼玉県の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例4条および日赤法39条1項に基づき、日赤に対して、本件土地を時価よりも減価して売り払って、間接的に日赤の公益事業を支援することにより、住民福祉の増進を図ろうとするものである。かかる本件売買契約の目的からすると、本件売買契約は、競争入札の方法によって締結することが不可能または著しく困難というべきであり、施行令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に当たる。

## (ii) 小括

普通地方公共団体の締結する契約は、契約の公正と価格の有利性の確保という観点から一般競争入札の方法により締結されるのが原則であり(自治234条1項・2項)、この点、土地売却契約・土地賃貸契約も同様であるが、何らかの政策目的を実現するために、多くの土地売却契約・土地賃貸契約が随意契約の方法により締結されていることが、上記の ④判決ないし②判決から読み取れる。

町有地を駐車場として長年使用していたA旅館に対し随意契約の方法により本件土地を売却した事案である20判決を除いて、すべての判決で、合理性の

ある政策目的を実現するために締結される土地売却 契約・土地賃貸契約は、施行令167条の2第1項2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」 に当たると解されている。

## 3 結びに代えて

普通地方公共団体の締結する契約は、支出原因となるものであれ収入原因となるものであれ、一般競争入札の方法により締結されるのが原則である(自治234条1項・2項)。随意契約については、手続が簡略で経費の負担が少なくて済み、しかも、契約の目的・内容に照らしそれに相応する資力・信用・技術・経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘されている。地方自治法234条1項・2項の趣旨を受けて、施行令167条の2第1項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容する。

入札において総合評価方式が導入された(施行令 167条の10の2)ことにも留意して、施行令167条の2第1項2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とはどのような場合かについて、昭和62年最判以降の裁判例を類型化して検討してきた。(1) 契約内容、契約で委託される業務の性質から、それに相応する資力・信用・技術・経験を有する相手方を選定する必要があるため、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」と解されている契約類型がある。

本稿では、平成11年施行令改正により一般競争

この類型の契約については、総合評価一般競争入札 (施行令167条の10の2) との関係が問題となる。 上述したように、多くの裁判例が、随意契約の方法 による契約締結を適法と判示している。一般廃棄物 処理業務委託契約に関する⑤判決は、自治法施行令 167条の10の2のいわゆる総合評価一般競争入札に より廃掃法の趣旨を実現できるかに関して、同条1 項が価格の有利性も重要な考慮要素として掲げており、廃掃法・同法施行令が、一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境下において健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、その確実な履行を最優先に位置付け、委託料の低廉化という要請を後退させているため、価格の有利性・低廉性をも重要な要素と位置付ける総合評価一般競争入札制度の趣旨とはむしろ相容れず、総合評価一般競争入札によっては、廃掃法の趣旨の実現を図ることは困難であると判示している。

(2) 契約内容、委託される業務内容それ自体は競争 入札に適さないとはいえない場合であっても、合理 性のある政策目的を実現するために随意契約の方法 により締結される契約類型として、土地売却契約・ 土地賃貸契約、清掃業務委託契約が挙げられる。